

総務財政常任委員会会議録

令和6年6月17日(月曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（5名）

委員長	金澤大輔	副委員長	湯瀬誠喜
委員	宮野和秀	委員	兎澤祐一
委員	笹本真司		

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	花ノ木正彦	書記	青山智晃
------	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部検査官兼契約検査室長	佐藤千絵子
総務部付部長待遇	奈良巧一	監査委員事務局長	村木正幸
総務部付次長待遇	木村正樹	会計管理者兼会計課長	関本和人
総務課長	守田敏子	総務課危機管理監兼危機管理室長	阿部厳祐
総務課政策監兼行政班長	似鳥映	総務課政策監兼デジタル行政推進室長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	黒沢書彦	総務課付課長待遇	本田浩之
政策企画課長	成田靖浩	財政課長	相川保
財政課政策監兼管財地籍班長	佐藤洋輔	選挙管理委員会事務局長	児玉充
総務課主幹兼職員班長	工藤伸哉	総務課危機管理室主幹	児玉健司
政策企画課主幹兼政策推進班長	石木田真知子	政策企画課総合戦略室主幹兼総合戦略室長	成田仁文
財政課主幹兼財政班長	田村宏一	監査委員事務局主幹	鈴木忍
選挙管理委員会事務局主幹	古川昭子	総務課副主幹兼秘書班長	畑澤正樹
総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏	政策企画課副主幹兼鹿角ライフ促進班長	似鳥恵美子
会計課副主幹	木村陽子		

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○金澤委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○金澤委員長 本日の会議であります。去る 5 月 31 日並びに 6 月 14 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 4 件及び請願 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○金澤委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○金澤総務部長 資料の 3 ページをお開きください。

所管事項の報告は全部で 2 件ございますが、それぞれ担当よりご説明させていただきますので、よろしく願います。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 私から、令和 4 年度財務書類 4 表について、説明させていただきます。

説明の前に訂正の報告をさせていただきます。

こちらの資料は先週のうちに皆さんのほうに確認いただけるようなアップとなっておりますが、今日改めて説明前に確認をさせていただいたところ、5 ページのところの貸借対照表ですが、最終的な情報が反映される前の表でしたので、これを正しいものに差し替えの上、今日の資料として改めてアップさせていただいておりますので、よろしく願います。

それでは、財務書類 4 表について、説明させていただきます。

こちらについては、国が示す統一的な基準に基づき作成し、本日お示ししている概要版のほか、詳細版を市ホームページで公表しております。

2ページをお願いします。

対象となる会計の範囲ですが、市の一般会計等のほか、一般会計に特別会計、企業会計を加えた全体財務書類と、さらに一部事務組合や広域連合、地方公社、第三セクター等を加えた連結財務書類を作成しております。

3ページをお願いします。

財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表で構成されておりまして、こちらの図では相互関係を示しております。

4ページをお願いします。

貸借対照表は、基準日である会計年度末時点における資産や負債、純資産の残高やその内訳などを示すものとなります。

次のページをご覧ください。

令和4年度の貸借対照表ですが、一般会計等と特別会計等を加えた全体会計、さらに一部事務組合等を加えた連結会計のものを記載しております。

この、一般会計等についてであります。区画整理事業特別会計等がある自治体は一般会計にこの規模を含め、一般会計等として整理する必要があるもので、本市におきましては、一般会計とイコールとなります。

本日は、内容の中心となる、この一般会計等のみを説明させていただきます。

表の左側、資産の部には、学校や道路などの社会資本のほか、基金など現金化が可能な財産など、これまで形成してきた資産の総額を表しております。

また、右側の負債の部には、地方債や退職手当引当金など、純資産の部には、過去の世代や国・県が既に負担し、返済する必要のない資産形成に充てた財源を表しております。

資産の部の一般会計等における資産合計は643億5,500万円で、このうち1の固定資産が605億1,200万円となっております。中でも庁舎や学校などの事業用資産は379億6,600万円で資産合計の59.0%、道路や公園などのインフラ資産が179億1,500万円で、資産合計の27.8%を占めております。

2の流動資産38億4,300万円は、歳計現金や財政調整基金などであります。

右側の負債の部には、インフラ整備等の財源とした地方債や職員の退職手当を支出するための引当金など、将来世代が負担すべきものを計上しており、負債合計は186億6,900万円となっております。

ります。

純資産の部の純資産合計額 456 億 8,700 万円は、資産合計と負債合計の差額となっております。

6 ページをお願いします。

行政コスト計算書は、1 年間の行政運営コストのうち、資産形成につながらない経常的な行政活動に係る費用を表したものとなります。

次のページをお願いします。

経常費用は 182 億 4,500 万円となっており、職員給与等の人件費や減価償却費を含む物件費等の業務費用のほか、補助金等や社会保障給付などの移転費用を計上しております。

経常収益は 6 億 8,700 万円となっており、使用料及び手数料のほか、その他として指定管理料精算金や負担金返還金などを計上しております。

8 ページをお願いします。

純資産変動計算書は、前年度末から 1 年間の純資産の増減を表したもので、純資産の減少は、現役世代の負担を将来世代に先送りしたことを意味する一方、純資産の増加は、将来世代の負担を軽減させたことを意味します。

次のページをご覧ください。

純資産変動計算書では、行政コスト計算書の純行政コストは、経常収益で賄えなかった分がマイナスで表記され、その財源として充てられた税収等や国県等補助金の合計との差額が純資産の増減を表すこととなり、令和 4 年度における当該本年度差額はマイナス 1 億 9,300 万円となっております。

これに、資産評価差額や無償所管換等の資産変動分を加えた本年度純資産変動額は、マイナス 1 億 8,500 万円となり、最終的な本年度末純資産残高は 456 億 8,700 万円となっております。

この本年度末純資産残高は、貸借対照表の純資産合計と一致することとなります。

10 ページをお願いします。

資金収支計算書は、キャッシュフロー計算書とも呼ばれるもので、年度内の現金収支の状況を性質別に区分したものとなります。

業務活動収支には、行政サービスを行う中で毎年度継続的に収入・支出されるものを、投資活動収支には、公共施設整備などの資産形成のほか基金からの繰入れや積立てを、財務活動収支には、地方債の借入れや返済などを計上しております。

これらの収支の合計が本年度資金収支額となりますが、これに前年度末資金残高を加えた本年度末資金残高は 8 億 4,000 万円となっております。

なお、資料に記載はありませんが、この本年度末資金残高に歳計外現金残高を加えた金額は、貸借対照表の流動資産の現金預金と一致することとなります。

以上で説明を終わります。

○**金澤委員長** 奈良総務部付部長待遇。

○**奈良総務部付部長待遇** 私から、所管事項 2 の第 76 回秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会について、ご報告いたします。

開催日時は、7 月 7 日（日）午前 7 時 15 分から、市役所北側駐車場を会場に実施いたします。

委員の皆様には、ご来賓としてご案内をさせていただきますので、ぜひ参観していただきまして、団員を激励くださいますようお願いいたします。

なお、ポンプ車操法及び小型ポンプ操法の優勝分団は、8 月 24 日（土）に秋田県消防学校で開催される第 61 回秋田県消防操法大会に鹿角支部代表として出場いたします。

以上で報告を終わります。

○**金澤委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項 1「令和 4 年度財務書類 4 表について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 11 ページの財務分析のところでの質問になるんですけども、最後のところで純資産比率は 71%で平均値 74.5%の 95.3%と並んでいますけれども、全体的に純資産比率が類似自治体よりも低くて、1 人当たりの行政コストは類似自治体よりも高い状況なのに、最終的に基礎的財政収支が平均値を上回る成績になっているのは、どういうところに起因するのでしょうか。

○**金澤委員長** 田村主幹。

○**田村財政課主幹 兼 財政班長** 今のご質問に即答できないために、少々お時間をいただき、改めて回答ということでお願いしたいと思います。（「分かりました」の声あり）

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** そうしたら、もう少し詳しいところで教えていただきたいんですけども、1 人当たりの行政コストが割高になっている主な理由というのは、鹿角市が 700 平方キロメートルと広いところが一番なのかということと、じゃあここを抑えていくための具体的な手法としては支所の再編になってくるという認識でしょうか。

○**金澤委員長** 田村主幹。

○**田村財政課主幹 兼 財政班長** 今、委員がおっしゃったとおり、やはり人口に対して市の面積が大きいというのが、やはり行政コストが膨大になっている理由の一つと我々も考えております。委員

がおっしゃるとおり、コンパクト化に向けた取組をすることによって、行政コストも全体として縮小できるのではないかと考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項 2「第 76 回秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 今年は、全国大会はあるんですか。どうでしょう。

○金澤委員長 黒沢総務課付課長待遇。

○黒沢総務課付課長待遇 ポンプ車操法と小型ポンプ車操法の部を隔年で全国大会を行っておりまして、今年はポンプ車操法の部の全国大会が開催される予定です。

○金澤委員長 ほかにございませんか。田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 所管事項の報告で、笹本委員よりご質問がありました件について確認をいたしましたので、回答させていただきます。

先ほど財務分析の経営指標について純資産比率、また 1 人当たりの行政コスト、基礎的財政収支についてのご質問があったと思いますが、こちらのほう財務 4 表自体は相互関係があるんですが、こちらの指標については、それぞれの数値について分析した内容となっております、3 点について回答させていただきます。

1 つ目の純資産比率についてであります、こちらは人口平均と比較しまして 95.3%と低いものとなっております、近年市債の発行を抑制しておりますことから、本比率については上昇してきておりますし、今後も上昇する見込みとしております。

2 つ目の 1 人当たり行政コストについては、先ほど回答させていただいたとおり、人口に対して市域が広いことも要因となっておりますことから、そちらのほうも考えながら今後も行政運営を進めていきたいと思っております。

3 つ目の基礎的財政収支ですが、こちらは歳入から地方債の発行を差し引いて、また歳出から地方債の償還に用いた金額を差し引いたもので比較しておりまして、収支がプラスになれば行政サービスを税収等で賄えていると、マイナスになれば賄えていないという判断をする比率となっております、本市においては人口平均よりも 31%程高い状況となっており、市債に頼らずに行政サービスを提供できているということとなっております。こちら令和 4 年度の決算における数値となっておりますことから、今後も国庫補助ですとか交付税の確保に向けて取組を進めながら維持していきたいと考えております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 そうすると、最後のところは特別交付税が若干多めに入っているとかそういう部分が効いているというイメージですか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 特別交付税のみではないですけども、市税もそうですが普通交付税また国庫補助もあったことから、そういった一般財源が余計あったために高くなっていると分析しております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1)付託事件の審査について

○金澤委員長 次に、案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 41 号「財産の処分について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○相川財政課長 議案第 41 号について、説明させていただきます。

議案書 20 ページをお開き願います。

議案第 41 号財産の処分について。

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、下記のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出。鹿角市長。

次ページには、議案資料として当該財産の位置図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

財産の表示であります。名称は「旧毛馬内住宅集会所」、所在は「鹿角市十和田毛馬内字三ノ丸 45 番地 3」、構造等は「コンクリートブロック造、平屋建、1 棟、昭和 42 年の建築によるもので 170.12 平方メートル」、処分の方法は「無償譲渡」、処分の相手方は「三の丸自治会」となります。

提案理由ですが、「旧毛馬内住宅集会所」を「三の丸自治会」のコミュニティー活動施設として無償譲渡するものであります。

以上で議案第 41 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

- 笹本委員** こちらの処分は、建物だけでしょうか。それとも、建物と土地両方でしょうか。
- 金澤委員長** 佐藤政策監。
- 佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長** 今回の譲渡は建物の譲渡であり、土地については、引き続き普通財産貸付けを継続する形になります。
- 金澤委員長** 笹本委員。
- 笹本委員** 貸付けは無償での貸付けになるのかということと、あと最終的な返還方法というのは、更地にして返すという条件か、それともそのまま戻すという感じになるのでしょうか。
- 金澤委員長** 佐藤政策監。
- 佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長** まず、土地の貸付けは無償貸付けとなります。多くの自治会集会所敷地と同じ扱いで無償貸付けとします。土地の返還の際は、建物を解体し更地で返還をいただくという内容になっています。
- 金澤委員長** 笹本委員。
- 笹本委員** 最終的に更地にする場合って、何百万円かの解体費用が必要になると思うんですけども、しっかりと積立てとかして来たべきときに解体していただけるといいんですけども、実際多分積立てをすることは契約の条項にはないと思うんですけども、これまで鹿角市で同じようにそういう建物の無償譲渡をした後、適切に解体して返還されている状況で特に問題はないでしょうか。
- 金澤委員長** 佐藤政策監。
- 佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長** 自治会への建物の譲渡は平成 20 年頃から特に多く譲渡を行っておりますけれども、私が調べているところでは、会館を解体して土地を返還というケースはまだ具体的には発生しているところはないものと見ております。
- 金澤委員長** 笹本委員。
- 笹本委員** 分かりました。そのときは譲渡されるんですけども、最終的にそういったところまで、ちゃんと自治会とかが見込みを立てているのかどうか、念のためフォローアップしたほうがいいんじゃないのかなというのは感じているので意見として述べました。
- 金澤委員長** 財政課長。
- 相川財政課長** 三の丸自治会に対しての無償譲渡の経緯なんですけれども、平成 27 年 9 月の段階で、実質三の丸自治会が当時の毛馬内市営住宅の集会的な施設を活用されてきたというものがありまして、毛馬内住宅の移転新築に当たって、旧住宅の解体の協議が平成 27 年頃からは行われております。この段階で相当の老朽程度だということで、市は基本的には解体の方針であると地元へ説

明してきたわけですが、自治会としてはどうにかそれを取引しながら活用させていただきたいという内容で、市との交渉がありました。市では、最終的に建て替えを要する財産の引受けになること、そして解体時には自治会負担になってしまうと伝えており、これは自治会内部でも相当な議論になったと聞いています。結果的に認可地縁団体に登録いただいて、こうした財産の登記なども可能になるような前提を整えた上で、今回引き受けたいという経緯がありますので、ご懸念の対応に関しては、三の丸自治会に関しては相当のリスクとして承知の上で取引いただくという認識にあります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 この建物ですが、昭和42年の建築だと耐震的に心配で、継続的に果たして使用できるものかと。その辺の確認はしていますでしょうか。

○金澤委員長 佐藤政策監。

○佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長 建物については、昭和56年以前の旧耐震基準による建物ということで、耐震診断は行っておられない建物であります。ただ、現にこの建物が、コンクリートブロック造りであるために耐震改修は困難な建物ではありますけれど、直ちに危険な建物というわけではないと。現にこれまで集会施設として使ってきたものでありますので、この建物についての使用については、引き続き可能ではあるものであります。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 補足ですが、耐震性に関しては兎澤委員のおっしゃるとおりでして、今政策監が説明申し上げたように改修も簡単ではないと。市としては、集会施設を譲渡という前提ではなくて、あくまでもコミュニティー施設、倉庫などの利用も含めて、建屋に関しては当面は不具合はないでしょうという立場で、これでもよければ安全確保の上、ご利用くださいという形になります。耐震性に関しての話は、これまでの交渉の中で十分共有してきた話でもあります。あくまでも倉庫などの利用、そしてコミュニティー施設としての活用ということで、これを了解したという考えになります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 自治会が例えば、既存不適格な建物だけでも承知したと思うんだけど、万が一何かあったときに責任を誰が取るかという問題になってくると、非常に心配される部分ではある。やはり職員含め議員もそうだけでも、市民の生命と財産を守るという基本に立ち返って、その辺対応していただければなど。そういう思いで質問をしたんだけど、その辺の思いはいかがですか、

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 先ほどご説明したとおり、自治会への譲渡決定までには、市長も変わり自治会長も変わり、いろいろ変遷を経ております。一義的に市としては、今回の旧住宅の解体と併せて一帯を更地にするという前提で、この施設を解体する前提の話を持ってきていたわけでありまして、自治会からのどうにか利用できないかというような話の中で、限定的な利用という前提にしかありませんよと。ただ、これまでも集会施設として使われてきていますし、新しく建て替えるにも一定の期間、資金確保を含め一定の期間が必要だと、こういった経緯もありまして、永久的にこれを使い続けるというわけではない中で、ご配慮いただけないかという声に応えてきた結果だと理解いただければと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 その辺、自治会長が変わっても引継ぎができて住民の人方が、それを認識してしっかり対応していただけるような体制を組んで、それで対応するべきだと思うんだけど。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 この譲渡に関しては本来であれば、1年くらい前には既に結論を出せてあったものと、私たちは受け止めています。つまりこの1年間でどういう動きがあったかといいますと、申し上げたとおり自治会として認可地縁団体の登録を受けて財産を持ちながら自分たちの拠点をつくっていきましょと。この地縁団体の承認の総会自体が今年の2月10日の話であります。やはり反対する声も自治会内にはあったそうですし、そうした議論を経て最終的には賛成多数で総会でこれが決定されていると。市としてはそれらを見届けるまでは、委員がおっしゃるような立場で容易ではないというところであったわけですが、そこまでの意思を見届けた格好でもありますので、経緯等を踏まえて、リスクはございますけれども、自治会へ譲渡する方向となったものです。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 今に関連すると、例えばですけども、何かあって訴訟を起こされたときに、しっかりとそこは当事者の認識の下であって市の過失はないというところまで、法的な部分も確認は取れているのか気になったんですが、いかがでしょう。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 法的な確認という点ではアプローチが難しく、整理ができたとは言えないと思いますが、いずれ議決を得た上での資産譲渡というわけですし、これが全てかなと思います。繰り返しになりますが、経緯は今お話ししたとおりでありまして、この点の議事録と市長は変わっておりますが、前市長とのやりとり、そして現市長との議論も踏まえて、市とどのような経緯があつて

これに至っているかという立証は可能であります。その上で、集会施設というわけではないという体には一応なっておりますし、倉庫などの利用に関しては駄目ではないでしょうという、このようなやり方になります。あとは財産を所有される自治会側の今後の運営に対しての指導等の対応はあるのかもしれませんが、市の財産から離れてしまっただけの話となりますので、そこは繰り返しになりますが十分留意して対応いただきたいということは、重ね重ねお願いしているところであります。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 41 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 41 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 44 号「鹿角市教育施設整備基金条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○**相川財政課長** 議案第 44 号鹿角市教育施設整備基金条例の一部改正についてをお願いいたします。

議案書の 28 ページになります。

議案第 44 号鹿角市教育施設整備基金条例の一部改正について、鹿角市教育施設整備基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出。鹿角市長。

提案理由ですが、国庫補助事業等により整備した学校施設の財産処分手続に伴う積立額の処分等について規定するため、条例を改正するものであります。

今回の改正の趣旨であります。国の公立学校施設整備費補助金等を受けて整備した学校施設は、学校以外への用途転用や売却等の処分を行う場合、文部科学省から原則として補助金相当額の国庫納付を伴う財産処分の承認を得る必要がございます。

文部科学省では、この財産処分の具体的な承認申請手続や国庫納付金の要否の判断基準について、通知により運用してきております。

このたび、本通知が改訂されまして、補助事業完了後 10 年以上を経過した施設で建物等の有償譲渡や有償貸与といった財産処分を行う場合、国庫納付金相当額以上の金額を学校施設整備のための基金に積み立てることにより、国庫への納付を要さない運用に改まっております。

このことを受けまして、今後、本市での学校施設の有償譲渡や有償貸付けといった財産処分の際に対応できるよう、基金を充てることができる経費を条例に明記するほか、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の積立額については、学校施設整備のみに充てることができる旨規定するものでございます。

29 ページをお願いいたします。

鹿角市教育施設整備基金条例の一部を改正する条例（案）です。

第 6 条を 1 条繰り下げ、第 7 条とし、第 5 条の次に、基金の処分を規定する新たな第 6 条を加えます。

第 1 項では、第 1 号として、教育施設の整備又は修繕、第 2 号として、教育施設に係る設備又は物品の調達若しくは修繕のいずれかに該当する経費の財源に充てるときに限り、基金を処分することができる旨定めます。

第 2 項では、基金のうち、国庫補助事業等により整備した学校施設に係る財産処分に伴い積み立てた額については、学校施設の整備に要する経費の財源にのみに充てることができる旨規定します。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第 44 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 今回の変更点からは少し外れるんですけど、今の基金の残高と 3 条で定められている保管方法はどのようになっていますか。

○**金澤委員長** 田村主幹。

○**田村財政課主幹 兼 財政班長** 現在の基金残高であります。令和 5 年度末の残高で 3 億 4,600 万円ほどとなっております。保管状況であります。基金については現金の出納保管について会計管理者の所管となっております。

○**金澤委員長** 会計管理者。

○**関本会計管理者 兼 会計課長** 基金は 16 基金あるんですが、全て預金などをして運用しております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 6条についてなんですけれども、最初の1項目に関しては、これは今回の今までも教育施設の整備、また修繕とか、そういったものに使ってきたかと思えます。これは明確にするという意味でこの際に一緒に付け加えたという意味でよろしいのかということと、積み立てたお金というのは例えば、A小学校のために積み立てたお金も、B小学校の整備のために使うというのも全部義務教育の小中学校に関してだけ、この全体の基金のうちの小中学校分だけをそこだけに使いますよということを定めたという理解でよろしいでしょうか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 1点目ですけれども、これまでこの教育施設整備基金については、学校教育施設以外もスポーツ教育施設だとか、生涯教育施設も対象として修繕整備に活用する基金として管理してきました。ただ今回の国庫補助の返還を免除してもらうためには、基金に積み立てた金額については、先ほど委員がおっしゃったとおり小中学校の整備に充てなければいけないということとなっておりますことから、今後そういった事情があつて積み立てたものについては、この第2項によって用途を限定して使用していかなければならず、第1項については、これまでどおり教育施設ということで、学校教育も含めたスポーツ施設、生涯教育施設の整備等にも充てられるように基金の中で若干の色分けをしなければならないこととなりましたので、この改正を行うこととしております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 基金をこれの分だけまた別につくるという発想よりも、今の運用のところで変えたほうが合理的だという判断でよろしいでしょうか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 委員のおっしゃるとおり、これまであつた基金を改正したほうが運用としてもやりやすいということで、新設ではなくこちらの一部改正を行いました。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 補足ですが、小学校中学校でそれぞれ枠を設けるような縛りではなく、学校教育補助金を活用できる範囲内で積み立てて、しっかり仕分けしますということです。売却収入の受入れ等、それを取り崩して整備しますという部分に関しては新たに様式を備えてその辺の仕分けをしっかりと整理していくこととなります。これらも国の指導に基づいた対応ということとなります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 この条例で気になったのが、今既存で使われていない学校とかを処分する場合は、これ

は該当するんですか。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 おっしゃるとおり、以前から対応の必要があったということです。ただ売却して収益を得た 1 年以内に今回のような規定整理を行えばよいという、そうした猶予もまた設けられておりまして、これに関しては昨年新しい条例で減額等の処分、それから貸付けを行うことを可能とする条例案をお認めいただきまして、今年度いよいよ公募を図りながら実行に移そうと、こういう動きになりましたので、まだ具体的な案件はありませんけれども、ルールとして前提が整いましたので、この際に整理しておこうということでございます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 44 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 44 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 47 号「令和 6 年度鹿角市一般会計補正予算（第 4 号）」中、条文、歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費、9 款消防費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○相川財政課長 議案第 47 号令和 6 年度鹿角市一般会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

補正予算書の 3 ページとなります。

令和 6 年度鹿角市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,546 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 195 億 6,932 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第2条は、地方債の変更を定めます。

令和6年5月31日提出。鹿角市長。

補正第4号は、当初予算編成後の国・県補助金等の内示に伴う事業費の追加や定期人事異動に伴う人件費の補正などが主な内容となります。

7ページをお願いします。

第2表地方債補正は、補助内示に伴う事業費の追加等に合わせ、道路橋りょう整備事業債、除雪対策事業債、消防施設整備事業債の借入限度額をそれぞれ記載のとおり変更します。

11ページをお願いします。

2の歳入です。

14款2項1目1節総務管理費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金1,015万1,000円は、市の総合戦略で取り組む事業に対して、補助率2分の1で交付されるものです。

次の、地域女性活躍推進交付金22万8,000円は、当初予算で計上済みの男女共同参画推進事業に対し交付されるもので補助率は2分の1です。

3目1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金2,041万8,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用助成に対し交付されるもので、歳出に合わせて計上します。補助率は10分の10です。

7目1節消防費補助金の消防団設備整備費補助金755万7,000円は、当初予算で計上済みの高視認性活動服の購入費や、消防車両等整備費に対して交付されるもので補助率は3分の1です。

4目2節農業費補助金の農地利用効率化等支援交付金1,205万3,000円は、農地の集約化と生産の効率化を目指す農業経営体の機械導入等に対して交付されるものです。

次の、未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金300万円は、農山村発新ビジネス創出事業に対して交付されるもので、歳出に合わせて計上します。補助率は2分の1です。

4節林業費補助金の森林環境保全整備事業費補助金172万3,000円は、公有林整備事業に対して交付されるもので、歳出に合わせて計上します。補助率は68%です。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金3,750万5,000円の減額は、今回の補正において、当初予算で計上済みの事業に対し補助金等の財源が見込まれることとなったため、財源調整のため計上していた繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

8目1節企業立地促進基金繰入金187万円は、企業立地助成金の補正財源として基金から繰り入れます。

12ページをお願いします。

20 款 5 項 5 目 1 節雑入のコミュニティ助成事業補助金 440 万円は、自治会活動用備品や消防団活動備品の整備に対する一般財団法人自治総合センターからの補助金です。

21 款市債については、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○**金澤委員長** 議会事務局長。

○**花ノ木議会事務局長** 13 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目議会費の職員人件費 223 万 7,000 円の減額は、定期人事異動に伴う人件費の調整です。

以上です。

○**金澤委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 引き続き、2 款のうち当委員会に付託された項と 9 款について、説明いたします。

初めに、人件費については 4 月の定期人事異動や共済負担金率の確定に伴う調整等を行っております。

2 款 5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費は人件費の調整ですので説明を省略し、以下人件費以外の主な内容について説明してまいります。

ページはそのまま 13 ページをご覧ください。

2 款 1 項 3 目職員管理費のコード 0105 人事管理費 23 万 8,000 円は、児童手当制度改正に伴う人事給与システムの改修委託料を追加いたします。

ページのほう少し飛びまして、30 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 2 目非常備消防費のコード 0111 魅力ある消防団づくり事業 14 万 7,000 円は、消防団員の災害対応能力の向上に向けた各種技能講習に係る研修負担金を追加いたします。

以上で一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 11 ページ、歳入のデジタル田園都市国家構想交付金は具体的にはどのような事業に充当されるのでしょうか。

○**金澤委員長** 成田主幹。

○**成田政策企画課総合戦略室主幹 兼 総合戦略室長** 今回新たに交付決定を受けましたのは、まちづくり人材育成プロジェクトになりまして、主な事業につきましても、関係人口を創出するといっ

た事業を新年度で新たな事業として提案させていただいておりましたけれども、そちらのほうを中心とした事業に充当することとなっております。

○金澤委員長 田村主幹。

○財政課主幹 兼 財政班長 私のほうから、1点補足させていただきます。先ほど成田主幹が説明しましたのが、地方創生推進タイプというデジタル田園都市国家構想交付金の中での一つのタイプでありまして、もう一つデジタル実装タイプということで、介護認定審査会のペーパーレス化というものも今回採択になりまして120万円ほど収入する予定となっております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に歳出1款議会費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に2款1項総務管理費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に5項選挙費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に6項統計調査費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に7項監査委員費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に9款消防費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 47 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決する
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 47 号中、当常任委員会所管の補正予算については、
原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 51 号「令和 6 年度鹿角市一般会計補正予算（第 5 号）」中、条文、歳入全款、歳出
2 款総務費、9 款消防費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりたい
と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○相川財政課長 議案第 51 号令和 6 年度鹿角市一般会計補正予算（第 5 号）について、説明させて
いただきます。

補正予算書の 3 ページをお願いいたします。

令和 6 年度鹿角市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,493 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 195 億 9,426
万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条は、地方債の変更を定めます。

令和 6 年 6 月 14 日提出。鹿角市長。

補正第 5 号は、国の補助内示に伴う消防施設整備工事費の追加や今後予算不足が見込まれる農
業生産被害防止に係る電気柵等の設置補助金の増額などが主な内容となります。

6 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正は、補助内示に伴う事業費の追加等に合わせ、消防施設整備事業債の借入れ限
度額を記載のとおり変更します。

10 ページをお願いします。

2 歳入です。

14 款 2 項 7 目 1 節消防費補助金の消防防災施設整備費補助金 832 万 6,000 円は、国の交付内示
によるもので、対象は耐震性貯水槽の整備であります。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 171 万 1,000 円は、今回の補正財源として基金から繰り

入れます。

21 款市債については、地方債補正で説明したとおりであります。

歳入は以上です。

○**金澤委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 11 ページをお開き願います。

3 の歳出については、当委員会に付託された 2 款と 9 款について説明いたします。

2 款 1 項 6 目財産管理費のコード 0105 市有財産管理費 40 万円は、人家に近接する普通財産土地へのツキノワグマ誘引を防ぐため、自生している栗の木等を伐採します。

9 款 1 項 3 目消防施設費のコード 0515 消防施設整備事業 2,327 万 6,000 円は、消防水利が不足している 2 地区に耐震性貯水槽それぞれ 1 基を新設するため、整備工事費を計上します。

以上で一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に、歳出 2 款総務費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に、9 款消防費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 耐震性貯水槽ということですが、場所 2 か所とありますがどの辺なのかと、実際に鹿角全域の中で消防設備等が間に合っているのかどうか。火災が発生したときに全体的に網羅されているのか。その辺のところも確認したいのですが。

○**金澤委員長** 本田総務課付課長待遇。

○**本田総務課付課長待遇** 初めに設置場所ですけれども、花輪の上中島地内と、十和田大湯の湯ノ岱地内を計画しております。地域全体の設備の状況ですけれども、消防水利の充足率につきましては、86.5%の充足率でございますので、100%には至っておりませんが、今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 住宅の密集したところとかいろんな場所があるわけなんですけど、特にここが充足されていないの大きいとかは、把握されているものですか。

○金澤委員長 本田総務課付課長待遇。

○本田総務課付課長待遇 各地域の充足していない空白区域については把握しております。毎回消防水利の設置につきましては、その空白区域を優先的にかつ現場の消防署の意見も参考にしながら、選択をさせていただいております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 今人口も減っていて空き家もいっぱい出てきているわけですがけれども、鹿角全域に充足するって、例えば毎年こういうふうに耐震性貯水槽とかいろんな形で設備していくと思うんだけど、消火栓とか。充足するにどのくらいかかるものか予測していますか。

○金澤委員長 本田総務課付課長待遇。

○本田総務課付課長待遇 毎年消火栓を3基、隔年で2基を設置させていただいておりますけれども、現状でいくと40年くらいかかると考えております。ただ、今年の3月に消防水利の基準が改正になりまして、これまで基準に入らなかった消火栓のものについても1分間に1立米の水量が確保できるものは、基準に入れてもよいという改正がございましたので、現在この算定の仕方について、検討させていただいているところでございます。ですので、多少は充足率が向上するのかなと考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第51号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第51号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、6請願第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願」について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。笹本委員。

○笹本議員 職員の方にお聞きしたいんですが、ちょっと休憩いいですか。

○金澤委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 04 分 休憩

○

午前 11 時 07 分 再開

○金澤委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、皆さんの意見を述べていただきたいと思います。兎澤委員。

○兎澤委員 地方財政、特に鹿角市は強化していかないといけないと思うし、自主財源も少ないので
願意妥当だと思います。採択です。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 採択でよいと思います。

○金澤委員長 宮野委員。

○宮野委員 採択。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 私は趣旨採択がいいと思います。というのは、そもそも子育て対策とか医療の確保とかはもっと国が一括してやらないと、単にお金を地方に配分したら余計に競争が起こって、自治体同士の医療費無償とか保育園無償とか、そういうところに過熱を助長するだけなので、趣旨としては分かるんですけども、本来は国が全面的に出てやらないといけないことだと思うので、趣旨採択という立場です。

○金澤委員長 それでは、意見が分かれたので、初めに採択とすべきとする委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○金澤委員長 挙手多数により、6 請願第 2 号を採択すべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

○金澤委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 米代新報の 6 月 15 日の新聞で、市長パワハラ疑惑というのが掲載されました。前からいろいろ噂はあったわけですけども、これ前にも取り上げたような気がします、そのときはパワハラしていたか、庁舎の中にはあるのかないのかははっきりしなかったような気がするんだけど、その辺、総務部長はどういう感じになっているんですか。

○金澤委員長 総務部長。

○金澤総務部長 市役所の組織としては、内部通報制度とそれから今年 1 月から大館の弁護士にお願いしまして外部通報制度を設けて、職員にはそういった事案があったら報告するようにということで周知はしているところであります。ただ、今現在そういった通報は寄せられていない状況です。理由は多分いろいろあると思います。報告しにくいとか、いろいろあるんだと思います。そういった中で、我々も話では聞いたりはするんですけども、一つはパワハラは定義があってそれに該当するかどうかは非常に判断が難しい部分があるのと、パワハラ的な発言だとか、パワハラ疑惑についても、そこは厳密にちょっと区分しなければいけないのかなと思います。いずれ現時点ではそういった報道は確かなにされましたけれども、我々も実際内部におりますので、そういった市長の発言はいいのかなっていう場面にも遭遇しないとは言いませんけれども、ただそれが、さっき言ったように、断罪できるような状況なのかなっていうふうなのは思っているところです。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 やっぱりこれ庁舎内で、例えばですが無記名でアンケートを取るとか、自分はパワハラを受けたんだとか、私は受けてないよとか、その辺のところをやっぱりある程度実態を把握する必要があるのではないかなと私は思うんですが、それはどう思いますか。

○金澤委員長 総務部長。

○金澤総務部長 アンケートを取る方法もあると思いますし、取らない選択肢もあると思うんですけども、仮に取ったとして証拠はどうかと、その職員が言っていることが本当に正しいのかどうかというのは、証拠があれば別ですけども、そういった取りまとめを見たときにちょっと悩むところがあります。やったものはいいいとしても、やったとしてそれが確信的な報告書になるのかどうか。そういったところは非常に職員としては悩ましいなとは思っています。

もう一つ申し上げますと、ハラスメントの対応指針というものもあるんですけども、それについては職員同士、例えば上司から部下へのパワハラだとかセクハラだとか、そういったのには対応しているんですけども特別職である方から職員に対するものについては、今のところ対応していない内容なので、そこら辺制度的に欠陥はあるのかなということでは捉えています。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 実は議会のほうでは、自主的にアンケートを取ったらどうだっていう話も議員の間から出ているんですよ。だから、逆に自分たちのところで、できないのであればこちら側のほうでそこら辺をしっかりと把握した上で、これパワハラ受けている受けていないって、個人の感覚の問題が非常にあると思うので、その辺も踏まえて普段の仕事に対して支障を来たすような形だと非常に

まずいなというのが、我々議員の心配するところなので、その辺を解消してあげないと職員も伸び伸びと仕事できないだろうと、しっかり市民のためにやっていくのが職員の使命なのに、上からの圧力でそれが何となくできないような状況をつくってしまうこと自体は、我々議員としても非常に懸念されるわけで、その辺のところも含めて何とかしたいなという思いなんです、その点はいかがですか。

○**金澤委員長** 総務部長。

○**金澤総務部長** お気持ちは十分分かりました。この場で私だけでは、ちょっと判断できませんので、持ち帰らせていただきたいと思います。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。笹本委員。

○**笹本委員** 今の点に関して言うと、やっぱりなるべく、制度を庁舎の中でつくっている、それがしっかりと運用されるようにするためにはというところは、しっかり検討して何か言いにくい箇所、制度上あるのであればそこはしっかり検討していただいて方向性を、皆さんを守るという意味でも気持ちよく仕事をするという意味でも、しっかりやってあげていただきたいと思います。これは意見です。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。笹本委員。

○**笹本委員** 話は変わるんですけども、議会フロアのトイレ男子便所の小便器 4 つあるうちの右側 2 つが使用不能になっているんですけども、これの理由と今後の対応状況はどうなっていますか。

○**金澤委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 当初予算のほうに中央階段を上ったところのトイレ、傍聴者側のトイレの改修費用を計上していることをご存じの上で、対応が進まないというご指摘だと思います。現状としましては、当初予算では概算の工事費は計上していますけれども、今後の入札、発注に向けて詳細な調査、設計積算を行っております。それが7月までの予定で、その後設計額を固めて工事発注をするということで、工事は12月議会前までには完了させたいということで予定しております。ご不便をおかけして大変申し訳ございませんが、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

理由ですけれど、庁舎建設以来40年経過しておりまして、施設の老朽化に伴って管が腐食、沈殿物の付着で水圧が低下している状況にあります。男子トイレの2つに関しては、その水圧が弱い関係で水を流せないということで使用を停止しております。去年までは応急的に沈殿物を除去して対応していたんですけども、いよいよ大規模な改修が必要だということで、今年度大規模改修

を予定しております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 便所に関して言うと 2 系統あって、片方の系統が壊れているようなことは聞いたんですけども、結構そのやり方によってはすごくお金がかかったりすると思うので、私が言うまでもないと思うんですけども、機能すればなるべく抑えた形で工事されたらいいのかなと感じましたので意見として申し上げます。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 あと、これは危機管理になると思うんですけど、5月の下旬に山で熊に襲われてお亡くなりになった方がいらっしゃる件で、6月9日と10日に大衆誌っていうのかな、ウェブマガジンみたいなやつで、何個もその記事が上がっていました。このメディアの特性上、結構、誇張って言ったらあれですけど、必ずしもその事実を、その客観的ではなくて、購読率とかそういったものを狙っている部分というのはあるかと思うんですけども、これ、全国版でしかも鹿角市と出ているところで、これを受けての、なんか市役所とかそういったところに電話なりそういう反響があったのかどうかということと、あと危機管理としては、ここに書いてある内容のファクトチェックみたいなことは、それをその発行元にこれを違いますよと抗議するかどうかは別として、ここに書かれている事実っていうのが、妥当なものかどうかのチェックっていうのはされているでしょうか。

○金澤委員長 総務課長

○守田総務課長 全国一般のそういういろいろな報道がされているのは、何個か見ておりましたけれども、直接総務課のほうに何か記事に関する問い合わせ等が寄せられているという状況にはないです。その記事の正しいかどうか検証ということも今のところ予定はしておりません。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 記事の中で、まあ、例えばなんですけれど、あの、市には関係ないところもあるんですけども、捜索隊といいながらタケノコを拾っていたみたいなどころとか、そういうところとかあとは、万が一これから変な方向に流れて鹿角市の評判を下げることになったら、それはよくないことだと思うので、そういうところはしっかりチェックしていただきたいと思うのが一点と、もう一つが、その実際今回2名の警察官の方が負傷されてそのときに消防隊の方も5名いたと記事には書いてあったんですけど、1人ずつもう独自に車まで走って行って、それで警察官の方はまだ戻ってこないけど、誰も助けに行ける状況じゃなかったみたいどころが書いてあったんですけど、多分普通に考えて自分の命が最優先だし、そうやった場合どうこうどうするかっていうのは消防隊の中でもなかったと思うんですけども、今後例えば救助しようとしたときにその要救助者が

熊に襲われたり云々かんぬんあったときに、その自分の身の安全を守ることは、まあ当然だと思うんですけど、そのあとその何か行動することによって要救助者が命あるまま助けられる場合と、しないことでそのままその熊に襲われてみたいなこと起こり得るのかなと思うと、その辺りの今回のその教訓を基に何か予防的観点等実際に起こったときの行動、対処的観点から検討というのは何かされていますか。

○**金澤委員長** 本田総務課付課長待遇。

○**本田総務課付課長待遇** 今回、タケノコ取りで遭難された方が亡くなりました。また、発見されて、救助をしている最中の警察官が 2 名負傷しているのがマスコミ等でご理解いただいていると思います。やはり、生命身体財産を守るのが消防の役割ではございますが、現在の装備等では熊には対応がちょっとできていない状況でございます。今後同じような状況になった場合には、上空からの捜索ですとか、あと今回は、重機とかも活用させていただいて救出しておりますが、まず隊員の安全を確保した上で活動するように現在検討しているところでございます。

消防ではヘルメットくらいしかございませんので、腕と足そして首を守れるような、そういう装備を今検討しております、どうしても熊がいるようなところで救助活動をしなければならないときは、まずは隊員の安全を最優先にして活動しましょうということで、考えております。

○**金澤委員長** 黒沢課長。

○**黒沢総務課付課長待遇** 今、本田課長のほうからは、装備品ということの話はあったんですけども、その辺の装備の整備は検討するわけですけども、だからと言ってやっぱりその救助する側の者の命も大事ですので、それをしたからといって、じゃあ行きますというわけではないです。やっぱりその状況に応じて、消防だけじゃなくて当然熊対策というのは農地林務課や危機管理室も入った連携した取組となりますので、そういった中でどういった対応が可能なのか協議して安全を確保した上で、できる範囲でやるってところまでしか、今は考えられないというところです。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** ちなみに協議状況って今どんな状況、例えば三者、警察とかと一緒に協議しているとか、どのような段階ですか。

○**金澤委員長** 危機管理監。

○**阿部総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 一般質問の答弁でも市長がお答えしてあったと思うんですけども、事故発生の後に警察、消防、あと関係者が集まって今後の対応ということで、まずは今話があったように捜索隊の安全を第一にということで、もし安全が確保された場合は下からの捜索も行うけれども、まずは安全が確保されない場合は上空からの捜索ということで、関係者一

同で確認しております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 そこで一旦その合意形成は終了というイメージでよろしいのか、それとも継続的に検討しようというところもあるんですか。

○金澤委員長 危機管理監。

○阿部総務課危機管理監 兼 危機管理室長 その会議の間ではまず一旦この方向でということで、継続という話はなかったんですが、いずれケース・バイ・ケースな対応になりますということで確認はしております。

○金澤委員長 宮野委員。

○宮野委員 この熊の件に関しては、7年くらい前かな、4人やられたよね。あれから熊は、タケノコを取りに行っても山菜取りも助けられませんよと。そういう前提なんだよな。そういう前提で、山に立ち入り禁止の札を立てているわけだよ。あとは自己責任ですよと。ただ自己責任と言っても、やはりほとんど来る人方は、青森県とか岩手県、まあ青森県が多いんだけど。それを無視してみんな来るわけだよ。来た以上はやはりなんかあればこっちでも対処しなければならないし。ただそういう前提の下に立ち入り禁止の札を立てていると、それだけはきちんとやっぱり分かってもらえないと駄目だよ。朝にもタケノコ取りに入らないでくださいと、市でも白沢のところについたり、農地林務課では回っているわけだよ。樹海ライン、そのほかも。回っていてもやはりそういう人がいるわけだよ。そうなったらどこが助けに行くとかではなくて、自分の命は自分で守るような態勢を本人から取ってもらわないと。だから今年も市長も青森県のほうに通達を出したり、岩手県に通達を出しているわけだよ。4人亡くなったときも前の市長に議会からお願いして、自衛隊を出してもらったこともあるんです。でも自衛隊でヘリコプター来ても熊がそこにいるのは分かるんですよ。それを射殺してくれと、そういうふうに頼んでも自衛隊では動物は撃てませんと、はっきり言われるわけだよ。それで猟友会で当時、黒澤猟友会長が陣頭指揮で2頭ほど獲ったんだけど。人を襲った熊はまだいまだに見つかっていないと。そういうことだよ。とにかく山に入らないでくださいっていうのは前提だから。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります、私と副委員

長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○金澤委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもちまして、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、明日 18 日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 34 分 閉会